

放射線量測定器の貸出について

ご自宅などの身近な場所の空間放射線量を把握することができるように、放射線量測定器の貸出しを行っています。貸出しを希望される方は、電話等での事前の予約が必要となりますので、以下のことにご留意いただきご利用ください。

- 1 貸出機器 環境放射線量測定器 HORIBA 製 PA-1000
- 2 利用できる方
 - (1) 市内に住所がある20歳以上の方
 - (2) 市内に事務所がある個人及び法人
 - (3) 市内に固定資産を持つ個人及び法人
- 3 貸出台数
1回の申請につき1台とします。
- 4 貸出期間
3日以内
受付は年末年始、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く平日、午前9時から午後4時30分まで
- 5 貸出及び返却場所
 - ・テラス沼田3階 環境課環境保全係 TEL23-2111 (内線3072)
 - ・白沢地区コミュニティセンター TEL53-2111
 - ・利根地区コミュニティセンター TEL56-2111
- 6 お申し込み方法
 - (1) ご自宅近くの上記5の貸出及び返却場所に記載の連絡先に電話により使用予定日をお伝えください。仮受付します。
 - (2) 使用する日の午前9時に各貸出場所に直接お越しください。
申請書類をご記入いただいた後、放射線量測定器の取扱方法をご説明します。
【申請の際にお持ちいただくもの (必須)】
必須：運転免許証、マイナンバーカード及び健康保険証など本人の確認のできるもの。
※事業所の方は、市内に事務所または事業所を有することがわかるもので確認します。
※市内に固定資産を持つ市外の方は、課税明細書等資産を有するものを併せて確認します。
- 7 貸出料金 無料
- 8 注意事項
 - (1) 市で行う放射線測定などで貸出しを延期させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - (2) 放射線量測定器は入手が困難です。多くの方にご利用いただくため、貸出期間については厳守をお願いします。また、本人確認ができない場合、貸出しをお断りすることがあります。
 - (3) 放射線量測定器は、空間の放射線量を測定する精密機器です。
食品、土、水などの放射性物質の量は測定できません。
 - (4) 過失による故障、紛失の場合、申請者の責任において弁償を求めることとなります。
 - (5) 測定器の貸出しは、市民の方に身の回りの放射線量を確認していただくためです。
雨樋下や側溝などの雨水が溜まる場所で高い放射線量を示す地点（マイクロスポット）が認められることがあります。市は、今のところ民有地の除染は行いません。マイクロスポットが発見された場合にはご相談ください。簡単な除染方法等をご紹介します。
 - (6) 地表1メートルの高さで測定して、周辺の放射線量と比べ毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された場合にはご連絡ください。詳細測定を行った後、「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応について」により文部科学省へ報告することとなります。
 - (7) 営利を目的とした使用はできません。